

第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No. 1
 【根拠条文】 法第27条の25_第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】(3) 富士石油株式会社 代表取締役社長 関屋文雄
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都品川区東品川二丁目5番8号
 【報告義務発生日】(4) 平成17年9月16日
 【提出日】 平成17年9月21日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1名
 【提出形態】(5) その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	AOCホールディングス株式会社
会社コード	5017
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都品川区東品川二丁目5番8号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	富士石油株式会社
住所又は本店所在地	東京都品川区東品川二丁目5番8号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和39年4月17日
代表者氏名	関屋 文雄
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	石油の精製、貯蔵、売買並びに輸出入

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	富士石油株式会社 企画部 寺尾 健一
電話番号	03-5462-7763

(2) 【保有目的】(9)

<p>当社とアラビア石油(株)が、商法第364条に規定する株式移転(株式移転比率は1:1)により完全親会社となるAOCホールディングス(株)を平成15年1月31日付にて設立するに際し、旧株主3社より株式の買取請求を受け、うち1社150,000株については平成15年3月に買取を行ったが、残り2社計5,434,470株については買取価格について東京地方裁判所において鑑定評価が行われた結果、裁判所より提示された価格にて和解に応じ、平成17年2月28日付にて富士石油(株)株式5,434,470株を取得したことによりAOCホールディングス(株)の株式を5,434,470株保有することとなった。</p> <p>その後、平成17年3月に70株をAOCホールディングス(株)に売却し、今般、残りの5,434,400株について同じく同社に売却したものである。</p>

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0		
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年6月28日現在)	S 73,587,377
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q/(R+S) \times 100$)	0
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	7.39

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成17年 9月16日	普通株式	5,434,400	処分	AOCホールディングス株	2,160

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12) 該当事項なし

--

(6)【保有株券等の取得資金】(13) 該当事項なし

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	
借入金額計(U) (千円)	
その他金額計(V) (千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円) (T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地